

県南広域振興局長告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和 7 年11月 7 日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 胆沢金ヶ崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
胆沢郡金ヶ崎町西根大前105番 1 地先から118番地先まで	新	m 29.9～11.9	m 163.5
	旧	13.0～11.9	163.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 令和 7 年11月 7 日から同年12月 8 日まで